

鶴岡市高等学校等生徒通学費支援事業補助金交付要綱

平成31年4月1日

告示第212号

改正 令和元年6月25日告示第72号

令和元年7月22日告示第101号

令和5年6月30日告示第403号の2

1 目的及び交付

市長は、生徒等の通学に係る負担の軽減を図り、将来を担う人材の育成、子育て支援、定住促進及び公共交通機関の利用拡大に資するため、保護者等に対し、鶴岡市補助金等に関する規則（平成17年鶴岡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 定義

この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校及び特別支援学校並びに鶴岡工業高等専門学校をいう。
- (2) 生徒等 高等学校若しくは特別支援学校の高等部に在籍する生徒又は鶴岡工業高等専門学校に在籍する学生（第1学年から第3学年に限る。）であって、朝日地域又は温海地域に住所を有するものをいう。
- (3) 保護者等 生徒等の父母又は現にその生徒等を扶養している者であって、朝日地域又は温海地域に住所を有するものをいう。
- (4) 定期券 東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR」という。）又は庄内交通株式会社（以下「バス事業者」という。）が発行する通学定期券で、生徒等の住居の最寄りのJR駅又はバス停留所から生徒等が通学する高等学校等の最寄りのJR駅又はバス停留所までの区間において、最も合理的な経路を利用した場合のものをいう。

3 補助対象者

補助の対象となる者は、JR又はバス事業者が運行する交通機関を利用して通学する生徒等を有する保護者等とする。ただし、当該通学に係る他の制度の補助金の交付その他の助成を受けた者及びその者と生計を一にする者を除く。

4 補助対象経費及び補助金の額

補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

5 補助金の交付申請

補助金の交付申請をしようとする保護者等は、鶴岡市高等学校等生徒通学費支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に使用済となった定期券の写しを添えて、定期券の終期の属する年度末まで、市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、規則第21条の規定により、規則第3条に規定する事業計画書及び収支予算書の添付を省略させることができる。

6 補助金の交付決定

市長は、補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、鶴岡市高等学校等生徒通学費支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により保護者等に通知するものとする。

7 補助金の実績報告等の省略

市長は、規則第21条の規定により、交付申請書の提出をもって規則第13条の規定による実績報告があったものとみなすことができる。この場合において、市長は、規則第14条の規定による補助金の額の確定を省略することができる。

8 補助金の取消し及び返還

市長は、補助金の交付を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この告示に規定する補助の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 通学方法の変更その他の事由により、市長が補助金を返還させることが適当と認めるとき。
- (3) その他不正があったとき。

9 その他

この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

（施行日前を始期とする定期券に係る補助金の額の特例）

- 2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前の日を始期とする定期券に係る補助金の額については、第4項の規定にかかわらず、同項の規定により算出された額をその定期券の期間の日数で除して得た額に、施行日からその定期券の終期までの日数（その定期券の終期が施行日前であるときは、零）を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

附 則（令和元年6月25日告示第72号）

この告示は、令和元年6月25日から施行し、改正後の鶴岡市高等学校等生徒通学費支援事業補助金

交付要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、令和元年7月22日から施行し、改正後の別表の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、令和5年7月1日から施行する。

別表（第4項関係）

補助対象経費	補助金の額
次に掲げる経費の合計額 (1) 定期券購入費 定期券の区分に応じ次に掲げる額 に対象月数を乗じて得た額又は現に定期券の購入に 要した額のいずれか少ない額（1円未満の端数切捨 て） ア JRが発行する定期券 6月の通学定期券の購 入金額の6分の1の額 イ バス事業者が発行する定期券 1年間のキャン パスパスポートの購入金額の12分の1の額 (2) 送迎費 次により算出した額 自宅から最寄りのJR駅又はバス停留所まで全路 程（往復）のキロ数（1未満の端数切捨て）×29円 ×20×当該JR駅又はバス停留所を起点とする定 期券の対象月数	補助対象経費－5,000円×対 象月数（補助対象となる定期券が複 数ある場合であって、当該定期券の 期間の全部又は一部が重複している ときは、対象月数に相当するものと して市長が定める月数）

備考

- この表において「対象月数」とは、定期券の始期から終期までの期間のうち、補助の要件を満たしている期間の月数をいう。この場合において、当該期間に1月未満の端数が生じたときは、これを1月に切り上げるものとする。
- 定期券の有効期間に4月1日（以下この項において「基準日」という。）前の期間及び基準日以後の期間の両方が含まれる場合においては、終期の属する年度を、当該定期券購入費に係る補助金の交付対象年度とする。
- 送迎費は、自宅から最寄りのJR駅又はバス停留所まで公共交通機関による移動が困難と認められ、保護者等が自家用車を用いて送迎する場合において、合理的経路における送迎距離の片道が2キロメートル以上ある場合に限り補助対象経費とする。

- 4 バス事業者が発行する片道定期券を購入した場合その他この表の規定により難しい場合の補助金の額は、市長が別に定める。

様式第1号（第5項関係）

年 月 日

鶴岡市長 様

住 所
申請者 氏 名

鶴岡市高等学校等生徒通学費支援事業補助金交付申請書

年度において鶴岡市高等学校等生徒通学費支援事業を実施したいので、金
円を交付されるよう、鶴岡市補助金等に関する規則第3条の規定
により関係書類を添付して申請します。

通学明細書

学校名及び学年	学校 第 学年		
生徒（学生）氏名		生徒（学生）の生年月日	年 月 日
生徒（学生）の住所	鶴岡市		
生徒（学生）との続柄	父 ・ 母 ・ その他（ ）		
交通手段① JR・バス	定期券区間、期間、種別及び金額	補助対象経費①	
	() ~ () 年 月 日 ~ 年 月 日 往復・片道・() 定期券金額 _____ 円 対象月数 _____	当該区間における経済的定期券の1か月当たりの金額×対象月数 = _____ 円 (円未満切り捨て) 経済的定期券の種類： _____	
交通手段② JR・バス	定期券区間、期間、種別及び金額	補助対象経費②	
	() ~ () 年 月 日 ~ 年 月 日 往復・片道・() 定期券金額 _____ 円 対象月数 _____	当該区間における経済的定期券の1か月当たりの金額×対象月数 = _____ 円 (円未満切り捨て) 経済的定期券の種類： _____	
交通手段③ JR・バス	定期券区間、期間、種別及び金額	補助対象経費③	
	() ~ () 年 月 日 ~ 年 月 日 往復・片道・() 定期券金額 _____ 円 対象月数 _____	当該区間における経済的定期券の1か月当たりの金額×対象月数 = _____ 円 (円未満切り捨て) 経済的定期券の種類： _____	
自家用車加算額 (該当する場合に限る)	最寄りのJR駅又はバス停までの距離	計算式	加算額④
	片道： . km (小数点第一位まで) 往復： km (端数切捨て)	km×29円×20日×対象月数	円
合計(A) ①～④	円		
控除額(B)	5,000円×対象月数 _____ = 円		
差引補助申請額 (A)-(B)	円		

添付書類 使用済み定期券の写し又は定期券を購入したことを証明する領収書等の写し
 学生証の写し又は生徒（学生）であることを証明する証書類

第 年 月 号
年 月 日

様

鶴岡市長

鶴岡市高等学校等生徒通学費支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった鶴岡市高等学校等生徒通学費支援事業
に対する補助金の交付については、金 円を交付します。

ただし、鶴岡市補助金等に関する規則第5条の規定による条件として、次のことを
遵守してください。

- 1 本補助目的以外の経費に使用しないこと。
- 2 補助の要件を満たさなくなった場合、通学方法の変更があった場合その他事情
の変更があった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- 3 鶴岡市監査委員の監査を受けることがあるので、証拠書類等は常に整理保管し
ておくこと。
- 4 暴力団を利することのないようにすること。

交付内訳書

学校名及び学年	学校 第 学年		
生徒（学生）氏名			
生徒（学生）の住所	鶴岡市		
交通手段① JR・バス	定期券区間、期間、種別及び金額	補助対象経費①	
	() ~ () 年 月 日 ~ 年 月 日 往復・片道・() 定期券金額 _____ 円 対象月数 _____	当該区間における経済的定期券の1か月当たりの金額×対象月数 = _____ 円 (円未満切り捨て) 経済的定期券の種類: _____	
交通手段② JR・バス	定期券区間、期間、種別及び金額	補助対象経費②	
	() ~ () 年 月 日 ~ 年 月 日 往復・片道・() 定期券金額 _____ 円 対象月数 _____	当該区間における経済的定期券の1か月当たりの金額×対象月数 = _____ 円 (円未満切り捨て) 経済的定期券の種類: _____	
交通手段③ JR・バス	定期券区間、期間、種別及び金額	補助対象経費③	
	() ~ () 年 月 日 ~ 年 月 日 往復・片道・() 定期券金額 _____ 円 対象月数 _____	当該区間における経済的定期券の1か月当たりの金額×対象月数 = _____ 円 (円未満切り捨て) 経済的定期券の種類: _____	
自家用車加算額 (該当する場合に限る)	最寄りのJR駅又はバス停までの距離	計算式	加算額④
	片道: . km (小数点第一位まで) 往復: km (端数切捨て)	km×29円×20日×対象月数	円
合計(A) ①~④			円
控除額(B)	5,000円×対象月数 _____	=	円
差引補助交付決定額 (A)-(B)			円